

16町市議第686号

2017年3月28日

審査請求人

町田市政を考える会・草の根

小林 美知 様

町田市議会議員 吉田 つとむ



弁明書の送付及び反論書等の提出について

2017年2月20日付けで提起された審査請求（2017年2月1日付けで町田市議会議員が行った審査請求人に対する公文書不存在決定処分（16町市議第578号の2）に係る審査請求）について、行政不服審査法第29条第5項の規定により、別添のとおり弁明書（副本）を送付します。

なお、行政不服審査法第30条第1項の規定により反論書を、同法第32条第1項の規定により証拠書類又は証拠物件を提出することができますので、当該反論書等を提出するときは、2017年4月19日までに提出してください。

町田市議会事務局

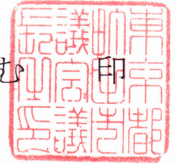
担当 杉 本

電話 042-724-2171

16町市議第677号

2017年3月22日

町田市議会議長 吉田 つとむ



弁 明 書

審査請求人（以下「請求人」という。）が2017年2月20日に提起した公文書不存決定処分（16町市議第578号の2）に係る審査請求について、次のとおり弁明します。

1 弁明の趣旨

「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求める。

2 本件処分に至るまでの経緯

- （1）2017年1月25日、請求人から「2012年、2013年、2014年、2015年度の町田市議会政務活動費の各会派の会計帳簿（資料一式）」について、公文書公開請求がなされた。
- （2）2017年2月1日、実施機関は、請求に係る公文書は保有していないとして、公文書不存決定通知書をもって請求人に通知した。

3 本件処分の内容及び理由

（1）本件処分の内容

請求に係る公文書は保有していないとした、公文書不存決定処分（16町市議第578号の2）

(2) 本件処分の理由

ア 公文書の定義について

公文書とは、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得したもので、(中略)当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」と町田市情報公開条例第2条第2号で定義されている。

イ 対象公文書が存在しないことについて

町田市議会政務活動費の交付に関する条例第7条で「政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書を作成し、当該政務活動費に係る領収書等を添えて議長に提出しなければならない。」と収支報告書の提出について規定しているのみで、それ以外の書類の提出については規定していない。

また、公文書不存在決定通知書の理由欄で明示した「町田市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第11条※に、当該会計帳簿は、政務活動費の交付を受けた会派の代表者が備えることと規定されています。」のとおり、各会派の会計帳簿は、各会派の代表者が保管しているものであり、実施機関である町田市議会には存在していないため、本件処分は妥当である。(※なお、会計帳簿の保存に関する事項は第10条に規定されているため、第11条に規定されているとする記載は誤りであった。)



ウ 実施機関に会派が含まれないことについて

会派は議会内において重要な役割を担ってはいるが、法的な制度の中で組織上議会そのものに属するものではなく、議会内で議会活動に参画するために便宜上議員によって結成された、議会内における政策集団、交渉団体的な性質を持つものであるから、実施機関としての「議会」の中に会派を含めることはできない。また、会派の活動について議長の指揮命令が及ぶものではない。

このことから本件処分は妥当である。

エ 請求人の主張「会計帳簿は会派の代表者が備えることの意義の備えるとは、

いつでもそれを開示することに対応することを、当然含んでいます。」について

上記ウで述べたとおり、実施機関に会派は含まれないことから、「会派が会計帳簿を開示することに対応すべき」と請求人が主張するのは、実施機関が行う公文書の公開にあらず失当である。

オ 請求人の主張「情報公開の請求が議長に対して出されたならば、当然議長は、各会派に提出を命じなければなりません。」について

上記ウで述べたとおり、実施機関に会派は含まれないこと、また、会派の活動について実施機関の代表である議長の指揮命令が及ぶものではないことから、「議長は、各会派に会計帳簿の提出を命じなければならない」と請求人が主張するのは失当である。

